

令和6年5月1日

福島県行政書士会との「包括的連携に関する協定書」の締結について

須賀川信用金庫(以下、「当金庫」)は、福島県行政書士会と「包括的連携に関する協定書」を下記のとおり締結いたしましたのでお知らせいたします。

本協定の締結は、当金庫と福島県行政書士会が地域の活性化と産業の振興を図るため相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的としております。

本連携協定の締結により、当金庫は地域の皆さまが抱える課題の解決に向けた支援を一層強化し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

記

- 1 締結日 令和6年5月1日(水)
- 2 連携協定における協力事項
 - (1) 行政書士の業務に関して、福島県行政書士会の所属する会員の派遣や各種相談に関する事項
 - (2) 福島県行政書士会及び須賀川信用金庫の有するネットワークを活用した中小企業支援等に関する事項
 - (3) 相互の研修等への講師派遣に関する事項
 - (4) 福島県行政書士会の会員及び須賀川信用金庫が提供するサービス等の提供を希望する双方の顧客を相手方へ単純紹介することに関する事項
 - (5) その他、地域産業振興、中小企業等支援及び地域支援のために必要な事項
- 3 「福島県行政書士会」について
所在地：(事務局) 福島県郡山市堂前町10番10号
業務概要：主な業務（他の法律で制限されているものを除く）
 - (1) 相続の遺産分割協議書作成、遺言書の作成支援等、暮らしの手続き
 - (2) 建設業、宅建業、運送業、飲食店営業などの各種許認可申請
 - (3) 農地の売買、農地に建物を建てたいとき等、農地に関する手続き
 - (4) 会社や法人設立の定款作成、会計記帳、補助金申請などの中小企業支援
 - (5) 外国人を雇用したい、在留期間を更新したい等、在留資格の手続き



